

# 文化振興基金による美術品等購入手続きについて

平成26年2月 文化振興課

平成25年9月13日開催の文化審議会においてご議論いただきました文化振興基金による美術品購入手続きにつきまして、その後さらに内部で検討を重ねましたところ、以下の点（**太字部分**）について追記・修正いたしましたので、再度ご報告いたします。

## 1 手続きの流れ

- ・ 各館基本方針に基づき、購入希望対象品を選定 (各館)
- ↓
- ・ 委員または専門家に意見を聴取 (各館)  
(価格、真贋、学術的価値など)
- ↓
- ・ **購入年度の当初予算案に計上** (文化振興課)
- ↓
- ・ 財政課協議 (文化振興課・各館)
- ↓
- ・ 購入委員会において審査 (各館)  
(価格、真贋、収蔵の必要性など)
- ↓
- ・ 購入の事務処理 (文化振興課・各館)
- ↓
- ・ 審議会(当部会)へ購入実績の報告 (文化振興課・各館)

## 2 購入協議の時期について

- ・ **基金を取り崩した上で、購入年度の一般会計当初予算に計上する事務処理について、初年度の26年度にできるだけすみやかに購入できるよう庁内で協議を行ったところである。**
- ・ **27年度以降も、当初予算編成の日程により、購入協議を行うこととしたい。**